

南河内環境事業組合における女性職員の活躍の
推進に関する特定事業主行動計画（第2期）

令和3年4月1日
南河内環境事業組合 管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、平成28年4月1日に策定した南河内環境事業組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について、引き続き、女性職員の活躍の推進を図るため、以下のとおり、南河内環境事業組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する事務を行う特殊性を考慮の上、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務企画課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本組合におけるそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

（1）現状の分析と課題

① 職員採用試験における女性受験者数は、平成28年度はなかったが、平成

29年度に2名が受験し、採用者1名であった。その後の女性受験者数は、ゼロという状況である。

② 令和2年度の職員数は39人であり、そのうち、事務系、技術系にそれぞれ1人在職しているが、全職員に占める女性職員の割合が非常に低く、女性が活躍できる職場として理解されにくい状況にある。

③ 令和2年度において女性管理職は0人（0%）、各役職段階においては、係長級10人のうち女性は1人（10%）、副主任級5人のうち女性は1人（20%）である。女性管理職の不在は、本組合全体での管理的地位を担う年代の層に女性職員がいないことが理由として挙げられる。

（2）数値目標

令和7年度（本計画の最終年度）までに、職員に占める女性職員の割合「10%以上」を達成する。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

前項の数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取り組みは、本組合におけるそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

① 廃棄物処理という技術業務が中心となっている本組合の特殊性はあるものの、女性が活躍できる職場であることをより多くの女性に知っていただくために、ホームページ等の活用など広報活動を積極的に行い、女性受験者数の拡大を図る。

② 女性の勤務における必要な配慮を十分に図るとともに、女性が安心して仕事に取り組めるよう、業務内容の整理を行い、組合勤務での職域の拡大を図る。

③ 現時点での女性職員の年齢や経験年数を踏まえ、将来の女性管理職の登用に向けマネジメント能力などの見識を養うため、外部研修等への積極的な派遣を行う。